

福井地方最低賃金審議会
第 5 回福井県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 12 日 (金) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 0 時 00 分

2 場 所 福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況【出席委員 8 名、欠席 1 名】

公 益 代 表 委 員 井花委員、佐藤委員、廣瀬委員

労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、山田委員

使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員 (欠) 山埜委員

事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題

(1) 福井県最低賃金の改正決定について

(2) その他

5 議 事

○ 廣瀬部会長

それでは、ただいまから、第 5 回福井県最低賃金専門部会を開催します。

最初に、本日の専門部会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、3 名の傍聴者がおられますことを御報告します。

では、事務局から定足数の確認をお願いします。

○ 西村賃金室長補佐

はい。本日の専門部会は、使用者代表の西澤委員が所用により欠席される旨の連絡がございましたので、8 名の委員が出席されております。よって、委員総数の 3 分の 2 以上、各側委員の 3 分の 1 以上の要件を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告します。

○ 廣瀬部会長

それでは、本日の審議に入ります前に、全国の結審状況について事務局から報告をお願いします。

○ 木村賃金室長

はい。昨日までに、新たに 7 つの審議会にて、答申に至っております。

答申状況について報告します。

鳥取です。引上げ額は、目安プラス 9 円の 73 円。改定後の最低賃金は 1,030 円、発効日は 10 月 4 日です。

奈良です。引上げ額は、目安プラス 2 円の 65 円。改定後の最低賃金は 1,051 円。発効日は 11 月 16 日の指定日発効とされています。

宮城です。引上げ額は目安プラス 2 円の 65 円。改定後の最低賃金は 1,038 円。発効日は 10 月 4 日です。

兵庫です。引上げ額は、目安プラス 1 円で 64 円。改定後の最低賃金は 1,116 円。発効日は 10 月 4 日です。

埼玉です。引上げ額は、目安どおり 63 円。改定後の最低賃金は 1,141 円。発効日は 11 月 1 日の指定日発効とされております。

神奈川です。引上げ額は、目安どおり 63 円。改定後の最低賃金は 1,225 円。発効日は 10 月 4 日です。

滋賀です。引上げ額は、目安どおり 63 円。改定後の最低賃金は 1,080 円。発効日は 10 月 5 日です。前回までの説明を含め、12 の都県で結審していますが、指定日発効は 2 件です。

説明は、以上です。

○廣瀬部会長

各側から、全国の審議状況についての情報など、御発言はございませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

○山田委員

指定日発効に至った経緯などについて分かっている情報があれば教えてください。

○木村賃金室長

奈良の 11 月 16 日については、奈良労働局へのヒアリングで、審議において使用者側が発効日を遅らせる旨の主張があり、これまでの全国の実績を踏まえると平成 25 年度島根局の 11 月 6 日発効が一番遅いということです。ここを目安において審議をされたと聞いております。

○廣瀬部会長

埼玉については、特に情報はないということでしょうか。

○木村賃金室長

埼玉については、情報を持ち合わせておりません。

○山埜委員

採決の賛否の状況は分かりますか。

○木村賃金室長

奈良については、全会一致と伺っておりますが、ほかの局については情報を持ち合わせておりません。

○廣瀬部会長

ほかに御意見、御質問はございますか。

(質疑、意見のないことを確認)

○廣瀬部会長

それでは、議事の(1)「福井県最低賃金の改正決定について」に入ります。

はじめに、本日の流れですが、これまでの議論を踏まえ「公益委員見解」と答申に際しての「付帯事項(案)」を公益委員と事務局で調整の上、作成しております。

最初に、これらについて、全体協議で協議してまいりたいと思います。

あわせて、全体協議では、発効日についても協議してまいりたいと思います。

さらに、個別協議を実施する必要があるれば、個別協議を行い、その上で、採決に向かって行きたいと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうか。

○廣瀬部会長

では、事務局から、公益委員見解と付帯事項(案)を読み上げてください。

○木村賃金室長

令和7年度福井県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解の資料を配付しておりますので、こちらを御覧ください。

引上げ額と時間額については、前回最後に公益委員見解がございましたので、その内容を記載しています。

「1 令和7年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。」として御覧のとおりです。

- 1 令和7年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。
福井県最低賃金 時間額 984 円を 69 円(7.0%)引上げ、時間額 1,053 円とする。

2 改正額の検討

(1) 改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第9条第2項の3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力)のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねていくことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安(Bランク 63 円)は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態、特に小規模事業者の実態に目配りし、改正額が合理的なものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、福井県等からの要請事項である最低賃金の地域間格差の是正についても、引き続き、検討を行った。

ア 令和6年度改正

令和6年度改正の福井県最低賃金時間額 984 円(引上げ率 5.69%)は、全国加重平均 1,055 円の 93.3%の割合であった。

令和7年6月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査(以下「基礎調査」という。)によれば、令和6年度改正後の最低賃金額(時間額 984 円)を下回っている労働者の割合(以下「未満率」という。)は、県内が 1.7%であり、全国の 1.8%とほぼ同水準であった。

改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者の割合(以下「影響率」という。)

は、令和 6 年度改正において福井県は 22.0%、全国平均は 23.2%であった。影響率 26.5%を上回る地域は 12 道県（うち B ランクは 5 道県）であった。令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解（2（3））によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できないとされ、福井県の令和 6 年度改正の発効後の雇用失業情勢では、有効求人倍率や有効求人数、事業主都合離職者数の推移においても大きな変化は認められない。

イ 労働者の生計費

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要があることは、公労使一致した認識である。

令和 6 年 4 月の世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いた試算では、世帯別の標準生計費に対する必要な賃金時間単価は、令和 6 年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると次のとおりである。

世帯別人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
必要な賃金時間単価	1,116 円	934 円	908 円	1,013 円	1,114 円

連合のリビングウェイズでは、福井県内での最低生活費は 18 万 8 千円で、時間単価 1,140 円を必要としている。

これらと比較し、現行の福井県最低賃金の水準は、単身世帯や 4 人世帯以上では十分な生計費を確保することが困難と言わざるを得ない。

そもそも、福井県最低賃金時間額 984 円が全国加重平均の 93.3%であるところ、令和 6 年消費者物価地域差指数における、10 大費目別消費者物価地域差指数の「総合」では全国平均 100 とした場合、福井県は 99.3 で、6.0%ポイントの不均衡を生じている。

福井市消費者物価指数「総合」の令和 6 年平均と令和 7 年 1 月から 6 月までの単純平均による上昇率が 2.41%からすれば、生計費による引上げ率は 8.41%程度が相当と考えられる。

福井市消費者物価指数「総合」は、令和 4 年 2 月のウクライナ侵攻時 100.2 であったが、令和 6 年平均の 107.0 まで 6.8 ポイント上昇している。一方、毎月勤労統計地方調査結果（令和 7 年 4 月）（福井県、令和 2 年 = 100）では、現金給与総額は令和 4 年 99.7 から令和 6 年 100.1 までの 0.4 ポイントの上昇にとどまり、賃上げの状況は消費者物価の上昇に追いついておらず、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

ウ 賃金

(ア) 賃上げの状況

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃上げ率は、連合の集計結果（加重平均）では次のとおりである。

連合	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
----	----	---------	-------

全国	全体	5.25%	5.10%
	100～299 人	4.76%	4.62%
	100 人未満	4.36%	3.98%
県内	全体	5.69%	5.10%
	100～299 人	5.20%	4.02%
	100 人未満	3.69%	3.24%

福井県経営者協会による賃金改定調査結果（中間報告）では、全体では 4.77%（前年 3.72%）、業種別では製造業 4.73%（同 4.20%）、非製造業 4.80%（同 3.31%）となっている。

福井県経営者協会	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
県内	全体	4.77%	3.72%
	100～299 人	4.62%	3.96%
	100 人未満	4.21%	2.96%

令和 7 年 6 月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、中小零細企業の賃金上昇率を示す第 4 表において、B ランクは 3.4%（前年 2.9%）である。

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年を上回る賃上げの状況が見られる。

これら前年との上昇率の差は、賃金改定状況調査 0.5%ポイント、連合福井 0.59%ポイント、福井県経営者協会 1.05%ポイントとなり、令和 6 年度福井県最低賃金の引上げ率 5.69%を加えると、賃金による引上げ率は 6.19%～6.74%が相当と考えられる。

(イ) 募集金額等の水準

令和 7 年 3 月～同年 6 月のパートタイム労働者の 1 求人あたりの募集金額下限額は 1,094 円～1,108 円で推移し、令和 6 年賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模 10 人以上）は 187.8 千円（試算時給 1,145 円相当）で推移しており、上記 1 の引上げ額によっても、十分高い水準にある。

エ 通常の事業の賃金支払能力

(ア) 企業経営の状況

法人企業統計による令和 5 年度の企業収益について、全国の経常利益額は、資本金規模計で前年度比プラス 12.1%、とりわけ資本金 1,000 万円未満で前年度比プラス 28.8%となっており、資本金規模別の全てで 2 年連続増加している。

北陸財務局福井財務事務所の福井県内経済情勢（資料）（令和 7 年 4 月）によれば、県内の経常利益（電気・ガス・水道、金融・保険業を除く）は、令和 6 年度は増益見込みとなっており、全産業では前年度比プラス 5.0%となっている。

令和 6 年度の売上高経常利益率は、日銀短観（2025 年 6 月）によれば、全

国が 7.26%のところ、北陸短観(県別集計データ)(2025 年 7 月)によれば、福井県は 7.90%と堅調に推移しており、過去 20 年間で最も高く、直近 10 年間は 5 %以上と経年的に安定している。よって、令和 6 年度は全国より 0.64%ポイント優位であり、全国加重平均 1,055 円から算定すると 7 円程度の優位性がある。

しかしながら、上記ウに記載の賃上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があり、価格転嫁の状況については、主に規模 20 人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の特別調査(令和 6 年 12 月期)によれば、約 9 割(前年同期調査は約 8 割)の事業所で価格転嫁が行われ改善傾向にあるが、価格転嫁率は 36.4%(同 30.7%)にとどまっている。

また、同商工会議所の特別調査(令和 7 年 6 月期)によれば、景況感は 2 期ぶりに改善するも、米国の関税政策が景気の先行きに不安感を与えている。採算(収支)状況を表す DI 値は、2 期連続で悪化している。

(イ) 影響率

令和 7 年 6 月に福井労働局が実施した基礎調査によれば、現行時間額 984 円から 69 円引き上げた場合の影響率は 26.5%である。令和 6 年度影響率が 26.5%を上回る地域は 12 道県、うち B ランクは 5 道県であった。令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解(2(3))によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できない。

オ 地域間格差

令和 7 年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、以下のとおり。

- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、212 円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している」(連合福井)
- ・ 「最高額の東京と最低額の県との差は 212 円もあり、同じ労働を同じ時間(月 150 時間)働いたとして年収で 38 万 1,600 円の差となります。人口減少時代に、最低賃金が低い地方から高い都市部へ流出し、地域経済の衰退を加速させる要因となっています。」(全労連東海北陸地協)
- ・ 「最低賃金の地域価格差が依然として大きく、最も高い東京と福井県では 179 円の開きがあり、都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には必要不可欠である」(福井弁護士会)
- ・ 「中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっている。若者や女性、外国人材から「選ばれる県」になるため、都市部や近隣県との格差を縮めていかなければならない。」(福井県知事)

これら地域の声に対し、当審議会においては、福井県最低賃金が各種指標に照らして、全国的なバランスに配慮したものになるよう、今後も努めるものとする。

(2) 改正額

消費者物価指数が昨年に引き続き高い水準で推移し、福井県内では長期にわたり実質賃金が目減りしている。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法第 1 条に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、最低賃金がどの世帯の標準生計費でも充足するよう近づけることが適当である。

春季賃金妥結状況等の賃上げ率が、業種・規模を問わず、令和 6 年度を上回り、引き続き、高い伸び率となっており、最低賃金法第 1 条に定める賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図る趣旨からも、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者がこの水準を波及させることが適当である。

福井県内の売上高経常利益率は、近年、堅調に推移し、令和 6 年度は過去 25 年間で最も高くなっている。しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の労働分配率や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられる。

そこで、令和 7 年度の改正額は、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定する 3 要素に、最低賃金の地域間格差の是正を検討に加え、これらを総合的に勘案し、上記 1 のとおりとする。

以上でございます。

続きまして、答申書に記載します附帯事項として、審議会からの要望について、案を御確認いただきたいと思います。お手元には答申案文の抜粋をお配りしております。本文、なお書きから確認させていただきたいと思います。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下の事項を早急に実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

(政府への要望)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(同日閣議決定) (以下「政府方針」という。) において示された「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」について、強力かつ着実に実行すること。

政府方針において、「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする」と示されたことに関連し、この具体的な取組内容を速やかに明らかにし、着実に実行すること。

生産性向上の支援については、設備投資の計画の策定等に当たって、経常的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者に配慮し、可能な限り多くの企業が

各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等の支援や経営支援の一層の強化を図ること。

価格転嫁対策については、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において、業種別の価格転嫁状況の改善を図れるよう、中小企業庁、公正取引委員会を含む省庁横断的な執行体制を強化すること。

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに、引き続き、取り組むこと。

急激な最低賃金の引上げが、エッセンシャルワーカー等の地域経済を支える中小企業・小規模事業者や、障害者雇用等の多様な働き方を支える事業者に、深刻な影響を与えることがないよう、継続的な企業経営に向けた支援を行うこと。

（福井労働局への要望）

福井県最低賃金の、的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと。

中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう、関係機関と連携し、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること。

（福井県への要望）

中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げの実現に向けて、引き続き、価格転嫁、取引条件の適正化を図り、収益力向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実させていくこと。

以上です。

○廣瀬部長

ありがとうございます。

今ほど読み上げられた内容について、いくつか修正ポイントがありますけれども、その内容を踏まえた上で、公益委員見解及び答申に当たっての附帯事項（案）について、御意見、御質問等があればお願いします。

○山埜委員

まず、公益委員見解に対して意見、確認をします。5点ほどございますので、まとめて申し上げます。

1 頁目で、「最低賃金の地域間格差の是正についても、引き続き、検討を行った」とあるが、具体的にどういう検討を行ったのか思い出せないなので、お伺いしたい。

次に、「福井県の令和6年度改正の発効後の雇用失業情勢では、有効求人倍率や有効求人数、事業主都合離職者数の推移においても大きな変化は認められない。」とありますが、すぐに当該年度や翌年度に表れるものではないと思いますので、どんどん上げていけばいいものではないと思います。必ず悪い影響は後年に出てくるのではないかと考えております。

次に、2 頁目です。消費者物価地域差指数の 10 大費目別消費者物価地域差指数で、「福井県は 6 ポイントの不均衡を生じている」ということで、その 6 ポイントの不均衡に着目を置いた、これ不均衡といいますのは、結局、福井県は、ということなのですか。食事に重点を置いているということでしょうか。さらに、その指数に物価指数の上昇率を、2.41%を足し算するという、ちょっと意味が分かりませんので、説明をお願いしたいと思います。

次の頁です。B ランクの賃金上昇率は、いわゆる 4 表の方で 3.4%ということです。3.4%という、この数字が何か考慮されているのかどうかということがよく分からないということです。福井県経営者協会や連合福井の数字は上がっていますので、若干は上がる必要はあると思いますが、ここ 5 年ほどずっと急激に上がり続けているのに、その数字にさらに加算するということは、ちょっと単純におかしいのではないかなと思っております。

それから、4 頁の価格転嫁率のことが書いてありまして、福井商工会議所の調査で 36.4%にとどまっていること、その下に、福井商工会議所の特別調査によれば 2 期連続で悪化していると書かれてはいるが、このことが公益委員見解の数字に考慮されているのかというのがよく分かりません。

その下の影響率です。影響率の一番下で、これは中央の公益委員見解を見ると、最低賃金を引き上げているけれども、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できないと書いてあります。しかし、地方の影響はどうなのかということが書かれていないので、そこはちょっとどうかなと思います。

それから、5 頁です。最後になりますが、上から 5 行目ぐらいで、いろいろな地域の声に対して、全国的なバランスに配慮したものになるよう今後も努めるものとするということが書いてありますが、私の記憶では、公益の先生はこういった地域間格差についてはあまり意味がないよということで否定されていたと思いますけれども、地域間格差のことを重視している、かつ、今後も地域間格差に配慮していくというような書き方は、おかしいのではないかと思います。数が多くなりましたが、よろしくお願いします。

公益委員見解でございますので、公益の方から説明をお願いしたいと思います。

○廣瀬部会長

7 点御質問、御意見を頂きました。

1 番目や 7 番目は、一緒のことをおっしゃっているということだと思います。

また、ほかの公益の先生、それから、労働者側の方も御発言がありましたので、私の理解として、まず申し上げます。

地域間格差について、この場で出たのは、例えば石川県は何とか、富山県が何とかという、地域間格差の対象ではないけれども、絶対的な意味で、ここでも出ていましたように、福井県の状況であるとか、全体のバランスを見たときに、福井の物価の状況を見たときに、福井県の現行の最低賃金が低いというのは、全体的な意味で問題である。これは、全国平均と比べて、実質賃金が低過ぎるという意味で、地域間格差という意味合いで、今回調整してきたわけです。そういうふうな受け止め方をしています。これは、決して東京とどうだとか、あるいは富山とどうだということではなかったかと思います。後ほど、私の理解で正しいかは確認させていただきたいと思います。これが地域間格差についてです。

それから、2 番目です。1 頁目の下の雇用情勢の話ですが、つまり、(最低賃金を) 上げると利益が出ないのではないかということです。これについては、当然、考慮しないというわけにはいかないのですが、山埜委員がおっしゃったとおり、このところ大きめの最低賃金の改定があったわけですが、それを受けても、現状で大きな影響がないとやはり重く受け止めるべきで、もちろん悪化するおそれがあります。おっしゃるとおりですが、後ほどに出てくる影響率等も含めて、6 番目におっしゃったことです。中央が出した公益委員見解にはそう書いてあるが、福井はどうだっていることをおっしゃっていたと思いますが、おそれのほうにあまり重きを置き過ぎると、なかなか確たる数字として出せないのではないかということが、公益としてはそういう理解をしております。

3 番目に、2 頁目のことをおっしゃっていたと思います。先ほどの地域間格差との関係がありますが、物価の地域差指数です。全国を 100 とした場合に、福井県は 99.3 の支出の状況、消費者の家計の行動を見るとそうだけれども、最低賃金加重平均と比べ、福井県最低賃金は 93.3% で、実質的な意味での賃金が全国的に見るとやっぱり 6 %ポイント低いのだということになるわけです。

これに 2.41% を足すのはどうかとおっしゃいましたが、こういう結果が出た上に、物価がさらに上がった分を足さないといけません。そうしないと、今年度はまた下がってしまうということになりかねませんので、足しているということが私の理解です。

次に、3 頁目のところでは、の中小零細の 3.4% の賃金改定率についてです。まず、ここの賃上げの状況のウの (ア) というのはそもそも一体何を見ているのかといえますと、賃金の改定のすう勢を確認しているということが大きなところなのかなと思っております。例えば、前年 2.9% だったのが、今年 3.4% で、よく言われている賃上げと景気の好循環という意味での循環の流れとして、今少し上げる方向で、これは経営者協会さんが出している数字でもそうでした、まず一つ上げられていると思います。

その上で、賃上げの状況とかで、それぞれの幅があるものに、福井県の状況を加えて 6.19% から 6.74% を出しているということになったのかなと思います。もし私の理解が間違っていたら後で修正をお願いしたいと思います。

次に、価格転嫁について、価格転嫁率が低いということですね。若干状況は、改善してはいるものの、小規模事業者が価格転嫁に苦勞されている、あるいは、先行きを見て、悪化していくということが書いてありますが、これが公益委員見解で、金額どう考慮されたのかということかなと、私は受け取っております。

これにつきましては、もう既にここでは皆様も検討していただいている 3 要素という観点で、生計費という点では、もうちょっと上げたほうがいいということもある中で、やはり事業者の支払能力を考えると、そこまでは上げられないという意味で反映させていただいている。つまり、生計費がこれだけ上がったのだから、それだけ全部認めてくださいというわけにはいかない。それは、なぜなら、山埜委員が御指摘いただいた 4 頁目のちょっと上で、「ということを考慮して」というふうに、私自身は考えております。

7 点、御質問、御意見を頂いていたのですが、最初の 1 番と 7 番、それから 2 番と 6 番はほぼ同じということで、以上 5 点について、私のほうから公益委員としての見解を申し述べさせていただきました。もし、井花委員、佐藤委員より、追加すべきものがあればお願いします。

○井花委員

数値的なところの説明につきましては、部会長がおっしゃったとおりで、私としては特に付加することはないです。

1番目と7番目で、特に重要な地域間格差是正について、先ほどおっしゃったことについて申し上げます。

前回も、それから前々回もそうです。専門部会のときもそうですが、地域間格差の是正は考えていないとか、考慮しないということは私としては申し上げてなくて、むしろ地域間格差の是正というのは考慮すべきことということで、私は申し上げています。それは議事録を確認していただければ結構です。特に、県民を代表する立場として県が言っていることについては考慮せざるを得ないということで申し上げます。

私が、ほかの県が、特に富山県が幾らだから、2年で追いつくとか、そういった消耗戦になるような考え方には組みしないということを申し上げただけです。

以上です。

○廣瀬部会長

私のほうが、この点で確認ミスで、地域間格差の是正について、県民の民意という形で知事から（要請を）頂いているということで、全く無視することはできないという意味で、井花委員がおっしゃったことはもちろんそうです。

○佐藤委員

私も、大体同じですが、地域間格差の是正に関して、富山に何年で追いつけとか、石川を超えとか、そういったことに関しては全くのナンセンスだと思います。ただ、そういったことを無視して、例えば福井が突出して高くなったりとか、逆だったりとか、何かバランスということやっぱり配慮して考えていかないといけないんじゃないかということの、バランスに配慮したものになるようにということだと思います。

○廣瀬部会長

私が申し上げたこと、それから両委員、佐藤委員、井花委員がおっしゃったことで、労働者側委員を含め議論したように思いますが、よろしいですか。

○山田委員

今の答弁で、私は異論ございません。確かに、私は労働者委員としても、隣の石川、富山との格差を縮小するという論点ではなく、ここに書いてありますけど、若者や女性、あるいは外国人材なども、労働力が足りないのは目に見えているので、外から募集してくるためには、都市部との地域間格差を一定解消しないといけないのではないかと。また、消費者物価指数に応じた、それに対して適正な金額であるべきで、そういう意味では是正はしないといけないということを発言させていただいた記憶がございます。そういう意味合いで間違いはないかと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。ということを踏まえた上での公益委員見解のまとめ方とな

っております。

○山埜委員

説明ありがとうございます。

ただ、1点だけ、地域間格差につきましては、お互いに、福井が6円上げたら、近隣も10円上げるとか、引上げ合戦になることはおかしいのではないかと思います。そうすることによって一番迷惑を被るのは、当然、使用者側ですし、さらに、そうすることによって賃金が上がれば、物価も上がりますので、消費者も迷惑を被る。単に、引上げが非常に急激、極端に上がっていますので、地域間格差の是正をしなければならぬという趣旨だと思いますが、程度を考えないといけないのではないかと思います。結果的に、公益委員見解は、目安に6円の上乗せが示されましたけれども、これはやはり急激過ぎるんじゃないかと思います。

先ほどの3頁の説明で、もう一回だけ聞きたいのですが、令和6年度の最低賃金の引上げ率5.69%に、上乗せをするという、賃上げの状況に応じてポイントを上乗せするという説明だったのですが、5.69%を土台にするということは抵抗があるので、もう一度説明いただくと有難いです。

○廣瀬部会長

そうですね。単純に加算するのはどうかという感じでおっしゃっていましたね。

これは、おっしゃることは当然で、去年これだけ上げたから、それにどんどん足していっていったらどうだといったら、どんどん、青天井じゃないけど、それはおっしゃるとおりだと思います。

その上で、今回、公益委員見解をまとめるに当たって、例えば、逆にもっと景気後退局面であるとかいうのであれば、福井県のいろんな団体が出しているものが低ければ、そこから引き下げることもあり得る、理屈としてあり得ます。今回は、あくまでも賃金改定状況について上がり調子ということを前提として足しているというふうに、私は理解しております。

山埜委員がおっしゃること、私もすごく重要だと思っているのは、賃金改定で、例えば春闘で妥結するような金額は経営判断ですよ。他方で、最低賃金は、法定のものであって、そういうこととは違うからということもおっしゃるとおりだと全く思っております。

しかし、最低賃金制度の趣旨としては、低廉な状況にある、最低賃金近傍にある労働者の生活水準を維持するというのが前提です。そのときに、当然、支払能力とのバランスを取りながら、支払能力があまり出せない。労働者側はもっと上げてもらわないと十分な賃金が得られないという中で、全体の一つのすう勢を見る指標として、賃金でいろんな賃上げ状況を見ていると思います。

その意味で、現行ではおっしゃったように、どんどん足し合わせて、今後ずっと足し合わせることではなく、現状ではこのような形で福井県の状況を考えて足し合わせているというのが、公益側の見解ということで御理解を頂ければと思います。

○山埜委員

いいです。

○廣瀬部会長

よろしいですか。言葉足らずでした。

御質問、御意見ありがとうございました。

次に、我々は、最低賃金の金額だけではなくて、発効日についてもお伺いしたいと思います。発効日については、前回、事務局から説明があったところですが、本年3月に開催した第518回審議会において、賃上げしやすい環境を整備する視点からも、審議日程を調整し、本日答申となった場合には、法定では10月8日水曜日発効見込みとなるということです。

また、本年6月に開催した第519回審議会において、国及び県の支援策の利用状況等を確認し、県が実施する伴走支援や上乘せ補助金制度があって、国の業務改善助成金やキャリアアップ助成金の利用件数は、これは幸いなことに毎年伸びており、支援策を利用できる環境も一定程度整っていると思われます。

そのような中、今回、発効日を従来どおり法定発効とするか、御意見があればお願いします。

○中澤委員

労働者側としては、今回、最低賃金が引上げられるというところで、当然、その効果を多くの方に波及させていくという部分に関しまして、なるべく早めに発効させていただいたほうがいいかなというところも含めまして、従来どおり、今回、日程が後になった分、法定発効を御主張させていただきたいと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。法定発効になりますと、現状では10月8日見込みということになります。

いかがですか。労働者側からは、法定発効10月8日でもいいのではないかと、そうしてほしいという御意見でした。使用者側はよろしいですか。

○山埜委員

従来から、法定発効でいいと思っていましたし、できれば、1日や15日とか、切りのいい日が、例えば、システムを見直さなければならないとかいうことで、企業にとってもいいと思い、考えていました。今回、中央が地方で議論してくださいよというような提案をされたことが、いまいち、その趣旨が分からないので、どう議論していいのかが分からないでいます。

○廣瀬部会長

そうですね。一つ、第4回の専門部会での議論を、そのとき私は出席していないため教えていただいているのですが、補助金等を申請するときに、1日発効にしてしまうと、前の月から上げておかないと申請できないとなり、2日以降のほうが企業としては使いやすい。そうすると、10月に上げて、申請するとやりやすいということもあって、1日は少し下げてもらえないだろうか。これは審議会でも議論があったように思いますが、私はそういうふうに理解しています。そういう議論でよろしいですか。

○木村賃金室長

御質問ありがとうございます。公益委員見解の中で求めているのは、今、部会長がおっしゃられたように、各種助成制度の利用をしやすくするためにということもございまして、それから、賃上げ原資を確保していくというところでの経営的な問題ということも公益委員見解では言及されていると思います。

また、支援策の手續面では、今おっしゃられたとおりでございますが、設備投資をするときに、計画をするに当たっての時間的余裕とか、そういったところが言及されているところです。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。その上で、山埜委員の御質問の趣旨は、これまでの発効日で、別にそういうことで変えるつもりなかったが、わざわざ中央がこれだけ言ってきた、どういうつもりだということでもいいですか。そういう趣旨の御質問かと思いますが、冒頭に木村賃金室長から御説明があった奈良と埼玉において、奈良についてはそういう議論があったということですが、ほかの、現在、12の都県で結審したうちの2つが指定日発効で、残り法定発効ということですね。それに関して何か情報、例えば全国的に、議論がいろいろあったけど、法定発効にしたとかいうのはございますか。奈良については御説明いただいております。

○木村賃金室長

冒頭申し上げました情報以外、今持ち合わせているものはございません。

○廣瀬部会長

分かりました。

山埜委員がおっしゃるとおり、この辺りは気にはなるところですけれども、あんまり、よそはよそ、うちのうちで見ないといけないのかもしれませんが、基本的には法定発効を守るほうに動いているのかなというふうに、私も思いました。

○山埜委員

今までどおり法定発効でいいのかなというふうには思っていますが、今、中央の趣旨が補助金制度の便宜上の問題ということであれば、埼玉県は全然そういうことを配慮しておりませんし、奈良県も使用者側は11月1日ということで配慮していませんので、何か違うのではないかというふうに思ったものですから、確認しました。

○廣瀬部会長

そうですね。奈良は使用者側が12月1日とおっしゃって、労働者側が11月1日、中を取って16日というふうに、そうかなと勝手に思ったんですが、そういうことですか。

○木村賃金室長

中を取ったかどうかは分かりません。

○廣瀬部会長

全会一致にこだわられたので、そう一月ずれているから、真ん中で。室長がおっし

やったとおり、分からないですけど、多分そんなことだったのかなと思います。

多分、埼玉は、これはもう、どうなのか分からないですが、先ほど言いましたように、ちょっと制度を使おうと思って、10月1日からだと、10月から引き上げないといけないようなところがあるので、その辺りはちょっと戦略的になさった可能性はないですか。これは臆測ですので、あまり臆測事で語るのはまずいと思います。何かありますか。

○山田委員

労働者側としては、法定発効で一日も早くというのが希望ですが、今の話聞いていると、あまり遅らすことに意味を感じない、奈良にしても埼玉にしても、ということですか。

本当にこれが使用者の皆さん、経営者側の皆さん、制度を利用する方にとって、遅らすことが本当に有益なのであれば、必ずしも一日も早くというところにこだわりを持ちたくないなと思っています。それで、非常に高い額に引き上がることになりますから、中小企業としても非常に大変な思いをされる企業もあると我々も思っているので、発効日を遅らすことでそういった方々が助かるのであれば、そういうこともありだというふうに、労働者側としては思っています。

○廣瀬部会長

分かりました。今、御意見もありましたが、先ほどの公益委員見解のほうでも結構ですし、御意見はございませんか。

○豊嶋委員

いろいろな制度をいかにうまく取り入れられるかというところが一番肝腎なところだと思っています。期の締めであるとか、いろんな締め日というところを考えると、そこは外したほうがいいかなと思います。うまく運用できる方向になればいいと思います。

そもそものが、半期のところの9月末で、10月以降のところからの運用となるのがいいという考えか、第3四半期という考え方もあるだろうし、どこまで使用者側にとって厳しいかというところが、いまひとつ自分もその辺がよく分からないところではあります。ただ、やらなければならないとなったことに対して、早くいろいろな雇用面で解決をしていこうということを一緒に企業も、雇用する側としても考えていくという面に立って考えれば、早く導入するということ、そのためには支援を早くいただけるようにするためには、ただ、負担のないようにとなると、法定発効のところでもいいのかなというふうにも考えました。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

ちょっと逆転現象があったように思いますが、使用者側は、法定発効ということのように思います。

私自身の見解として、今回の公益委員見解としまして発効について考えておりますのは、実は、豊嶋委員がおっしゃった意味で、ある程度企業は予測されていて、半期ということで行動され、金額は確かに今回大きく上がったから、大変だろうと思いま

すが、あまりそれを変えることもどうかなと思うのです。この年は、11月だった、翌年はまた10月に戻ったとかいうふうになるよりは、よほどのことがない限りは法定発効を守るといいうほうがいいかなと思っております。

これに関しましては、今年度、現時点で12都県が出ております。また来年度、全国的な様子を見た段階で、どのような形で全国的に発効日について議論、よその地域を含めて、なさっているのか見えてくるかと思えます。

公益委員見解として、発効日につきましては10月8日に、見込みですけれども、現時点でということとさせていただきたいと思えます。

それでは、冒頭に申し上げましたように、ここで両側、公益のほうからも意見とか補足させていただきました。いかがいたしましょう。さらに個別協議が必要かどうかについて皆さんにお伺いしたいのですが、皆さんの御意向はいかがでしょう。

使用者側どうですか。個別協議が必要であれば、ちょっと時間の関係であまり取れませんけれども、一応お時間は取れます。

○山埜委員

使用者側でまだ意見調整してないので、できたらと思えます。

○廣瀬部会長

こういう場合は、休会を取ればいいのですか。検討なさりたいということであれば、どうでしょう、どれくらいお時間を予定しますか。

○山埜委員

5分もあれば大丈夫です。

○廣瀬部会長

分かりました。そうしましたら、今11時3分ぐらいですから、11時10分くらいまで休会としてよろしいですかね。

それでは、一旦休会としましょう。

○山埜委員

1点だけお話ししたいのですが、よろしいですか。

専門部会の進め方について、福井県の従来の進め方というか、それから他県の進め方の状況などを聞きますと、労使の主張を尊重して、労使の金額、それぞれ主張します金額差を何回か調整して、徐々に格差を縮めていくような調整を公益の方がしていただいて、両方がなるべく納得いくような落としどころといたしますか、探って、そういった金額にしていったと思えます。今回は、あまりにも公益案を早く出されたのが、いいか悪いか分かりませんが、そういった調整を無くして、いきなり6円プラスと出されたことは、公益案を出されてしまいますと議論になりませんので、ちょっと残念だったなというふうには不満が残りました。

○廣瀬部会長

分かりました。それは、部会長として進め方の不手際についてお詫びします。木曜日、7日の時点で、一応そちら側で雰囲気をお出しして、8日で、欠席しましたが、

出していただくというプロセスだったのですが、もう少し丁寧にこのキャッチボールということですね。分かりました。今回は、冒頭でこの進め方でということで決めさせていただきましたので、また来年度以降の検討課題でよろしいですか。

○井花委員

1点だけ。もしその点があったのであれば、また来年に向けて反省、あるいは改善していく点だと思います。

一方で、限られた時間、日数、期間の中でまとめていかないといけないと思います。他県の状況がどうなのかは分からないまま申し上げますけれども、限られた期間の中でやっていこうと思うと、公益委員だけがこういう形で調整して、両者の歩み寄りを促してという、この限られた時間の中でやるには限界があるので、労使がここに来るまでの間に、ここだけの話ではなくて、お互いイニシアチブというか、自主性を持って調整を図る、あるいは意見交換を図るということも必要になってくるのかなというのが個人的には思うところです。

○廣瀬部会長

佐藤委員、何かあればお願いします。

○佐藤委員

ありません。

○廣瀬部会長

今、井花会長がおっしゃったことも含めて検討をさせていただきたいと思います。なかなかルール決定ほど難しいものはないということがございますので、簡単に出るわけではないと思いますが、御発言の趣旨で、私も今年初めての不慣れな部会長ですけど、お伺いしましたので、考えたいと思います。

○豊嶋委員

もう一つだけ確認していいですか。

例えば、公益側から先日いただいて、「おっ」という感じがしました。その額に対して、そこからまた議論をして下げるとか、そこは可能な話なのでしょうか。各側から言いました、調整というようなことではなく、公益から出ましたということで、もうそこを納得するための、確認はありましたけれども、それに対してもう少し上げてほしいとか、下げてほしいとかいう、そういう交渉と言ったら変ですけど、結局、三者になるのですが、そういう話合いは可能な状況なのか。何か可能じゃないような感じで受け取ってしまったので、話が進展しなかったような印象がありました。そこをどう考えればいいですか。

○廣瀬部会長

まず、私が申し上げた上で、昨年度まで専門部会長を務められた井花会長の御意見またお伺いしたいと思います。

これは、当然、公労使が集まって協議してるわけですから、出されたものがもう絶対で、公益委員見解を出したら、絶対変えませんというものではないと思っておりま

す。

今回につきまして、私が進めてきたスタンスとしましては、やはり金額が少し大きめであったということ、一方で、ちょっと物価高騰もそれなりに上がってきたという状況で、双方の御意見、それなりに隔たりが出る可能性があると思いました。それで、先にちょっと思惑を探るという形で、個別協議を何回かした上で、両者、つまり労働者側と使用者側双方の御協議で決めていくというよりは、いい意味での忖度という意味で、双方の御意見をすり合わせるようにまとめたつもりではおります。

その上で、じゃあ一旦公益委員見解として今回 69 円、目安プラス含めて出した後は変えようがないのかということ、私自身は、例えば、どちらかが、あるいは公益からの場合もあるかもしれませんが、当初の認定した事実誤認があること、この資料は明らかに違うのではないかとということであれば、当然それは変えるような誠意ある態度を認めるべきだと考えております。

今回につきましても、特に使用者側から出された御意見がございました。それに応えられるかどうかというのは、やっぱり公益委員見解をまとめる上で非常に重要でして、もしそれに出されたのが正しくて、公益が最初出した根拠ですよ、3 要素、あるいは地域間格差もあるかもしれません。それで誤認があれば、当然、修正する用意はあったというふうに受け止めます。これでよろしいですか。

○井花委員
結構です。

○廣瀬部会長
こういう解釈で動いております。よろしいでしょうか。

○豊嶋委員
一つ思いますことは、生計費や何かというところで、加算法があるというところに納得感がないところもあります。明確なそういう理由というところに納得感、腑に落ちているかということ、落ちてないというところが、自分としてはありました。そういう意味でどうなのだろうなというふうなところではありました。

○廣瀬部会長
ありがとうございます。一つ目には、それは私の進め方にまずいところがあったんだろうと思います。それと、どうしても 3 要素というものが全て、本当にその方向に向かうことはめったになくて、相反する方向に向いているので、それをすり合わせることで、ちょっとその辺は、どこかが納得感がないままで、進んでいくことも、今後もそれはあろうかと思います。申し訳ございませんけれども、そう思っております。

ほかよろしいですか。そういたしましたら、使用者側のお二人、もし延長が必要でしたらおっしゃってください。

(使用者代表委員退室)

(休憩)

(使用者代表委員入室)

○ 廣瀬部会長

大変申し訳なかったのです、私うっかりしておりまして、賃金と、それから発効日の話ばかりしていましたが、附帯事項について特に御意見はなかったでしょうか。それも含めて、その附帯決議についていかがでしょう。先に、特に御発言ありますか。

別刷りで出されているものになります。これは井花会長名で出されるものとなっておりますけれども、公益のほうからも御意見がありましたら、お願いします。

○ 中澤委員

御披露いただきましてありがとうございます。

答申のこちらの部分ですが、まず、やはり利用しやすいようにというところはニュアンスとして入れていただきたいところであるかなというふうに思います。制度を創ったとしても、なかなか使いづらく、そこらが一番問題があったりとか、あとは申請のやり方が分からないとかで頓挫してしまうパターンがどうしても、中小の方であればあるほど手続きが難しくなったりとかっていうところがあると思いますので、そこをサポートするということで、何かニュアンスを入れていただけると大変助かるかなと思っています。よろしくお願いします。

○ 廣瀬部会長

それは、先ほど使用者側委員もおっしゃったと思います。

ということで、いかがでしょう、使用者側からはいかがでしょう。

○ 山埜委員

そうですね、まだ政府の支援策の中身がよく分からないという点で、どのような救済があるのかというのが分からないということがあること、それから、中身について昨年も同様な感じで書かれていたと思って、あまり新鮮味はないなっていう感じがして、何かちょっと変わったこと書けないかなって考えましたが、なかなか難しいかなと思います。

1点だけ、価格転嫁ですが、価格転嫁も非常に強調されて書かれていますけれども、実際、価格転嫁は3年ほどずっと言っています。いろいろやっているけども効果が少ないということで、書き方は難しいかなと思って、いい案は出てこないのですが、もうこの辺かなと思いました。

○ 廣瀬部会長

おっしゃりたいことはすごくよく分かります。利用しやすいというところについては、労使どちらもあれなので、これいかがですか。審議会までに修正とかでしたらできます。ここでやっぱり決めてしまわないとできないのであれば、そのままここで確認していただく必要があるかと思います。

○ 木村賃金室長

労働者代表委員のほうの意見でいただきました、助成金等、使いやすいものにしてくださいというようなことについては、のところにその文言を一つ入れるかなとい

うふうに感じているところです。 の2行目、「可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し」となっておりますが、この助成金について、もう少し形容詞的に入れて、手続のしやすいというような文言を入れればいいかなと思いました。それでよろしければ修正します。

○廣瀬部会長

それは、この専門部会で決めてしまわないといけないのであれば、ここで決を採らないといけないですが。

○木村賃金室長

これは審議会で決めていただく内容となりますので、御意見を賜るだけで結構かと思います。

○廣瀬部会長

承知しました。では、そのようにお願いします。

それから、山埜委員がおっしゃったところですね。多分、特に公正取引委員会が見ているところもありますが、毎年同じ文言の、新鮮味がないということをおっしゃったと思いますが、実際、価格転嫁率に関しては、改善はあったけど不十分と、まだ、ということが正しいかと思うので、ぜひ現状の示していただいたデータを反映させる文言を、「これまで取り組まれたところであればまだまだ不十分である、なお一層」みたいな、よくある話ですが、そういう追加は可能でしょうか。

○木村賃金室長

では、 の価格転嫁については、後に「価格転嫁率が低い現状に鑑み」というような文言を入れてはいかがかと提案させていただきます。

○廣瀬部会長

それでお願いします。後ほど、審議会のほうで確認を取れたらと思いますけど、よろしくお願いします。

○豊嶋委員

年収の壁のところですが、「意識せず働くことができるように」というところの、その文章上のことはいいのですが、そもそも金額設定、時期というところが、いつ、どう早く決められるのかというところが知りたいところではあるので、そういうことを、何か早く決めてくださいます的なことを要求するということは、ここでは言えないことですか。何か言い回しとして、単に意識せず働くことは当然のことなので、それは理解できるのですが。

○廣瀬部会長

おっしゃるとおりで、いわゆる扶養に入ってもらっちゃう方とかは、働きを抑制すると。年末にかけて、それは起こり得ることで、多分飲食店さんなどはそういうのが関わるかもしれません。新たな要求ですが、木村賃金室長のほうで、「意識せず」というか、こういう状況ですから、早めに、経営の透明性を確保というか、現実性が得ら

れるように、早めに対応すべきであるという感じでの修正を検討願います。

○木村賃金室長

今ほどの御意見につきましては、の年収の壁に対しまして、被用者保険の適用拡大等に見直しにつきましては、企業においては見通しが立たないと、そういうところがあるという御意見だと思しますので、「見直す方向性、方針を速やかに明らかにする」といった修正の方向はいかがでしょうか。

○豊嶋委員

企業だけの問題ではなく、雇用される労働者側のほうが悩ましいところではあるので、そのところを、両者の問題として書いていただくほうがいいかと思います。

○廣瀬部会長

そうですね。労働者のほうも見通しが立たないわけですね。どれだけ働きに出られるか分からないという。

非常に微妙なニュアンスで、時間が限られていますが、御検討いただければと思います。申し訳ございませんがよろしくお願いします。

よろしいですかね。そういたしましたら、ちょっと修正版が審議会で出るということを前提で御確認ください。

それでは、もう一度伺います。個別協議はいかがいたしましょう。

○山埜委員

1回だけお願いできますか。

○廣瀬部会長

承知いたしました。そうしましたら、1回ということで、使用者側のほうから個別協議に入りたいと思います。

申し訳ございませんけれども、二者協議ということですので、傍聴人の方も御退席いただければと思います。

用意しながらお聞きいただければと思いますが、午後から審議회를控えておりますので、各側1回当たりの所要時間についてある程度制限がかかることとなります。御協力いただければと思います。

(労働者代表委員及び傍聴人退室)

(公使による二者協議の開始)

(労働者代表委員及び傍聴人入室)

(公労使による全体協議を再開)

○廣瀬部会長

今、使用者側と個別協議をしました。そこで頂いたものにつきまして、個別協議で労働者側にお伝えするのではなく、全体協議で結構だというお話です。また、私としても全体協議の場でよいと判断しました。

個別協議の場で使用者側委員の皆様が言われたことは、やはりこれだけ大きいと、影響率が大きくなった場合に、前にもそういうお話が出ていましたけれども、賃金原資の中からの割り振りで、別の手当を削るとかということになる。特に零細とかそういうことであるので、その点を考える必要があったのではないかとということで御意見を頂きました。

あるいは、今回の公益委員見解につきましては、大企業のほうに寄ってといいますか、中小・零細への配慮といいますか、ウエートがもう少し多くあってしかるべきだったのではないかと御意見をお伺いしました。

その上で、公益として、これはもう既にこの場でも何度もお伝えしましたけれども、ある程度の影響率、何%という区切りは作れない上で、生計費が上がっている中で、ある程度多くの人に行き渡るほうも仕方がないというか、そういうことで今回はこの数字で判断したということをお伝えしてあります。

また、中小・零細のことを考えていないという御意見もございましたけども、それについても、中小・零細に対する一つのメッセージ、生産性をより上げてくださいというメッセージも含まれているということを考えていること、あるいは、実は大企業でもチェーンの外食産業とかの時給というのが最低賃金プラスで考えられているところも多いですので、実は大企業のほうで働く人にも関わっているのではないかとという形で一応お返ししています。それで、納得されているかどうかは別として、公益の意見を聞いていただきました。

2点ありますが、1つは、今回のように大きな金額に上がった場合、日程がちょっとタイト過ぎたのではないかとということで、もう少し柔軟に考える必要があるのではないかと御意見を頂きました。これは、今回は参議院議員選挙があったということ、それから、中央最低賃金審議会の目安が遅れたということがありましたけれども、来年度はさすがに中央最低賃金審議会の遅れはないんじゃないかと思ってということと、今後は中央最低賃金審議会の目安を見て、全然低いとか、非常に高いとかであれば、お互いすごく意見分かれると思いますので、それを見て審議日程、またそのときに考えていく必要があるかどうかということをお答えしております。

それから、実は、文言についてですが、答申の文言のうち、公益委員見解について、最後の5頁のところの改正額の第3段落の後ろのところですが、やはり第1段落が生計費の観点から適当である、第2段落が賃上げのことが適当であると書いてあって、第3段落は、支払能力がマイナスで、限界があると考えられるとなり、びしっと切れていることがちょっといかがかということで、ちょっと修正した。もちろん公益委員見解なら、公益委員が決めればよいとおっしゃってたんですが、公益委員の側でもそれはもっともと考えました。それで、木村賃金室長、修正案をこの場で読み上げていただけますか。

○豊嶋委員

今の文章のところは変えていただきたいのですが、一番最後のところ、「そこで」のかかりですね。ここのところちょっとおかしいと言った気がするのですが、その文章の2行目のところに、「これらを総合的に勘案し」という言葉がありましたので、こ

れをこの冒頭に持ってくれば、これらを総合的に勘案し、令和7年度というふうにつなげれば、文章的にはまあまあ、前に述べたことに対してということで普通に入っていけるかなというふうに思いました。

○ 廣瀬部会長

まず、公益委員見解ですから、いかがですか。前からつくる。よろしいですかね。

第4段落につきましては、これらを総合的に勘案し、令和7年度の改正額、点々と続く。すみません、第3段落の後ろお願いいたします。

○ 木村賃金室長

第3段落につきましては、途中から読ませていただきますと、「規模事業者の労働分配率や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられるので、中小・零細企業の実情を考慮する必要がある」という文言といたしまして、「ここで、これらを総合的に勘案し」という文章とするということでございます。

○ 廣瀬部会長

「そこで」は残します。どうします。

○ 豊嶋委員

要らないと思います。

○ 廣瀬部会長

つまり、「そこで」をやめて、「これらを総合的に勘案し」を冒頭に持ってくるだけで十分ではないかという御意見ですね。

○ 木村賃金室長

承知しました。

○ 廣瀬部会長

公益もそれで承知しております。

これにつきまして、労働者側、いかがでしょう。この変更につきまして、よろしいですか。

(労働者側から異議のないことを確認)

○ 廣瀬部会長

これは一致ということになります。

○ 井花委員

細かいですけど、「考えられるので」というより「考えられるため」です。

○ 廣瀬部会長

ありがとうございます。
これにつきましてよろしいですかね。

(異議のないことを確認)

○廣瀬部会長

文言の修正とかですので、こういう形で公益委員見解を出させていただきたいと思っています。

それで、議論は一応これで尽くしたのかなというふうに考えておりますので、皆さんの意見を拝聴した上で考えておりました、いかがですかね。これは意見の一致が得られなかったということか分からないので、公益委員の見解としても金額を提示させていただいておりますので、採決を採る方向でさせていただきたいと思います。それぞれ賛成、反対をお伺いいたします。

○木村賃金室長

採決は非公開となりますので、傍聴人の方は退室をお願いします。

○廣瀬部会長

傍聴人の方、申し訳ございません。

(傍聴人の退室)

(非公開審議の始まり)

(休憩)

(休憩終了、傍聴人入室、審議の再開)

○廣瀬部会長

それでは、再開します。

これより公開審議とします。

木村賃金室長から報告書案の朗読をお願いいたします。

○木村賃金室長

朗読させていただきます。

令和7年8月12日、福井地方最低賃金審議会、井花会長宛て

福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会、廣瀬部会長からでございます。
福井県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年7月4日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行ったところ、令和5年10月1日発効の福井県最低賃金時間額931円は、令和5

年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりであるということで、皆様のお名前を記載させていただいております。

裏面でございます。別紙 1、福井県最低賃金。

- 1、適用する地域。福井県の区域。
- 2、適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額。1 時間 1 , 0 5 3 円。
- 5、この最低賃金において算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日。法定どおり。

別紙 2 でございます。

福井県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金、件名、福井県最低賃金、最低賃金額、時間額 9 3 1 円、発効日令和 5 年 10 月 1 日。

2、生活保護水準。

1、比較対象者。1 8 歳から 1 9 歳単身世帯者。

2、対象年度。令和 5 年度。

3、生活保護水準。生活扶助基準、第 1 類、第 2 類、冬季加算、期末一時扶助費の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額、こちらが 9 万 5 , 4 9 6 円でございます。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記 1 (2) に掲げる金額の 1 か月の換算額、これ注でございますが、同上記 2 の (3) に掲げる金額と比較すると、福井県最低賃金の下回っていることは認められなかったということでございます。

令和 5 年度の 1 か月換算額でございますが、9 3 1 円に 1 7 3 . 8 を掛けます。1 か月平均法定労働時間掛ける 0 . 8 0 7、可処分所得の総所得に対する比率でございます。こちらが 1 3 万 5 7 9 円となるというものでございます。

以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。それでは、この報告書により福井地方最低賃金審議会会長宛てに提出することにいたします。

では、専門部会の最後となりました。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

質疑、意見のないことを確認

○廣瀬部会長

ありがとうございます。では、木村賃金室長からお願いいたします。

○木村賃金室長

御審議ありがとうございました。

この後、午後 1 時 30 分～第 523 回審議会を第 1 共用会議室にて開催いたします。複数の報道関係者の方から傍聴の希望がございます。冒頭及び答申書を手交していただく際には撮影などを許可する方針でございますので、御理解を賜りますようよろし

くお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。午後１時半～の審議会ですので、ここで待ってもらってよろしいですか。

○木村賃金室長

結構です。

○廣瀬部会長

皆さんここで待機していただいても構わないということです。

まず最初に、今回、皆様、本当に真摯な議論を尽くしてくださってありがとうございました。いろいろ御意見もあったかと思えますけれども、我々としては議論を尽くした上で、福井県の経済に資するような最低賃金を考えられたというふうに考えておりますので、まずは皆様にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

次に、１点おわびを申し上げます。私のちょっと本務との関係ですけれども、金曜日の８日の部会に出られなかったこと、おわびしたいと思います。ただし、その分、佐藤部会長代理、それから井花委員におかれまして、十分に議論を尽くしてくださったと聞いております。そういう意味では、何とか役割を果たせた、最低限果たせたと思います。

さらに、もう１点、今回の部会を開催するに当たっては、進め方について幾つか御注文も頂いたと思います。今年度の経験を生かして、来年度以降の専門部会の運営に生かしていければというふうに思っておりますので、その際は皆様の御協力をお願いできればと思います。このたびは皆様どうもありがとうございました。

それでは、これで終了といたします。お疲れさまでした。

（閉 会）